

平成28年(ワ)第2407号

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

求釈明申立書2

2017(平成29)年 5月31日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文
外

原告は、前回弁論に引き続き、以下のとおり、被告に対し釈明を求める。

第1 釈明を求める事項

- 1 被告は、請求原因事実に対して、認否をすること。
- 2 南スーダンPKO派遣部隊の日々報告(甲A69~甲A74、甲A80~甲A180)及びモーニングレポート(甲A75乃至甲A78)につき、黒塗り部分を外したものを開示(原告へ写し交付、乙号証提出などの方法)すること。

第2 釈明を求める理由

1 被告の主張要旨

被告は、平成29年5月1日付第1準備書面において、縷々述べるが、要す

るに、「原告が主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」（答弁書40頁）から、「認否をする必要はない」ということのようにである（第1準備書面7頁）。

2 原告主張の根拠

しかし、原告は、2017年5月26日付準備書面（3）をもって、「平和的生存権」が国賠法上保護される権利であることが確立した裁判例であること、百里基地最高裁判決を挙げて否定する被告主張が失当であること、従って、権利の内容とその存否が審理の対象となることを明らかにした。

また、不法行為の「権利侵害」は、かつては、具体的な何々権の侵害という狭い意味に理解されたが、その後、広く「違法性」の意味に理解され（違法性説）、かかる違法性の有無は、加害行為の態様と被侵害利益の種類・侵害の重大性との相関関係によって判断されると解される（相関関係説）。

法文上（民法709条）も「権利又は法律上保護される利益」とされており、被侵害法益としての適格性の問題として捉えることに合致する。

以上より、南スーダンにおいて何時いかなる出来事が生じていたのかは、上記で言う「加害行為の態様」「侵害の重大性」に係わる重要な事実である。

特に、同日付準備書面（2）において主張したとおり、黒塗り部分が多数存する資料からでさえ、PKO参加五原則に反する実態が存在したことが強く窺われるのであるから、黒塗り部分の開示と、これに関する原告の事実主張に対する被告国の認否は、必要不可欠である。

3 「日々報告」の性質

南スーダン国連PKOへの自衛隊派遣は、業務実施計画及び同要領に基づいて行なわれ、いわゆる「人道復興支援」を任務とするものである（訴状8～9頁。甲1，2，5）。従って、本来、国民に対して秘匿すべき事実はなく、むしろ、情報を積極的にフィードバックして共有してこそ、日本はもとより、国連や参加各国PKO部隊の活動とその安全性に寄与するものである。周辺で武

力衝突や戦闘行為があったとしても、何も隠すべき理由はない。むしろ、派遣された現在及び将来の自衛隊員らの安全性確保、さらには派遣継続の肯否をめぐる国民の判断を仰ぐためには必要なことである。

もし被告国が非開示とする理由が、PKO参加5原則が崩れており、違憲・違法性が明らかになることを阻むことにあるとするならば、到底許されないことである。

4 結論

以上から、次回期日までに認否をし、「日々報告」及び「モーニングレポート」を公開することを求める。

以 上